

板倉町×株式会社ジチタイアド 官民連携事業の空き家相談窓口

空き家・空き地でお悩みの方へ

専門アドバイザーが 解決まで伴走します！

何をしたらいいかわからない



相続した空き家を
手放したい



遠方に住んでいるので
維持管理に悩んでいる



ご相談者さまと一緒に考えながら、解決まで伴走していきます



最適な業者選定や各種お見積の手配、お譲り先を探すところまでサポートいたします

解決事例 1



売れなかった空き家を
譲渡成功へ

大分県佐伯市 | 0円物件マッチング

所有者様が遠方にお住いで、片付けもできずに老朽化が進んでしまった空き家でしたが、現況そのままの状態でご覧いただく方が見付き、手放すことができました。

解決事例 2



瓦が落ちてしまった
家を解体へ

京都府亀岡市 | 解体見積

台風で瓦が落ちたことをきっかけに、長年放置していた空き家の解体を決意。アキソルが地元の解体業者と見積調整を行い、スムーズに工事完了に至りました。

※プライバシー保護のため一部イメージ画像を使用しています。



空き家アドバイザー
宅地建物取引士
齊藤

お客様の事情に寄り添いながら、根本解決までサポートします。
ご相談は無料ですので、まずはお話を聞かせてください。

空き家・空き地の総合相談窓口



無料
相談



0120-772-135

株式会社ジチタイアド 空き家相談窓口アキソル

受付時間：平日 9時～18時 所在地：福岡市中央区薬院1-14-5 MG薬院ビル7F

Web相談
はこちら





お知らせ

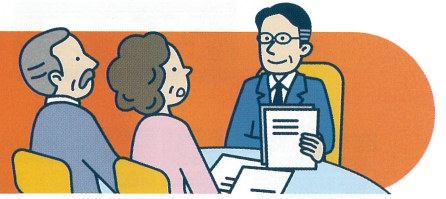
相続登記、忘れていませんか？

令和6年4月1日から

相続登記が義務化されました

相続登記とは

不動産の所有者が亡くなられた場合に、土地・建物の名義を相続人の名義に変更する手続きのことです。



近年、不動産(土地・建物)をお持ちの方が亡くなっても、相続登記がされず、**不動産の取引や災害時の復興作業が進められない**といった「所有者不明土地」が問題となっています。この「所有者不明土地」を解消するために、令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。

相続登記の詳細は
法務省ホームページにて
ご確認ください。



＝ 相続登記しないとどうなる？ ＝

相続により不動産を取得した相続人は(遺言含む)、正当な理由なく、不動産の相続を知ってから3年以内に相続登記の申請をしないと、**10万円以下の過料が科される可能性**があります。

＝ 相続登記を行うには ＝

手続きや相談先を探し、相続登記を行いましょう。

手続き

不動産の所在地にある法務局(登記所)に申請して行います。

相談先

お近くの法務局や登記の専門家である司法書士会など。



お知らせ

空き家に関するお知らせ

あなたの空き家は大丈夫ですか？ 空き家には**管理**が**不可欠**です



今すぐご確認を！ 空き家の管理チェック項目

建物全体

傾いていないですか？

屋根ふき材

剥落や破損、変形はありませんか？

立木

幹の腐朽、枝のはみ出しはありませんか？

外装材・窓

剥落や破損はありませんか？

動物

動物が棲みついていますか？

屋内

雨漏り、アスベストの露出はありませんか？

門・塀・擁壁

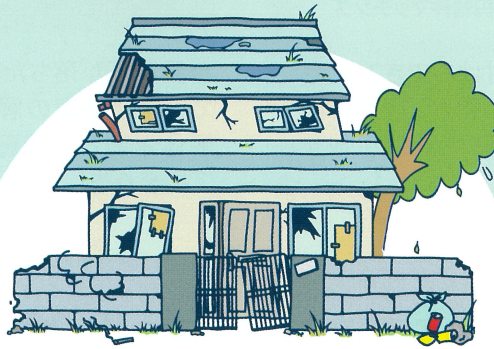
破損や雨水侵入、ひび割れはありませんか？

排水設備

破損や封水切れはありませんか？

敷地

ごみの散乱はありませんか？



※「空き家管理チェックリスト」, 国土交通省, <https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001720159.pdf> を加工して作成

空き家には定期的な管理がとても重要です。

遠方にお住まいで管理が難しい方や、ご自身での管理に自信がない方は、空き家管理業者の利用を検討しましょう。

相談先

板倉町役場 総務課 安全安心係

☎ 0276-82-6123